

習志野市農業委員会総会議事録

令和7年第7回習志野市農業委員会総会は令和7年7月10日（木曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後 4時00分

2. 委員の出欠席 16名中16名出席 欠席0名

(委員氏名)

1番 渡邊 喜代美	2番 廣瀬 克久	3番 市角 明彦
4番 都築 博文	5番 中臺 明	6番 金子 光雄
7番 中野 政博	8番 村山 茂男	9番 江口 勝洋
10番 三代川 浩一	11番 矢野 泰宏	12番 関口 昌弘
13番 渡邊 幸枝	14番 江口 明美	
会 長 三代川 彦博	会長職務代理者 櫻井 茂雄	

3. 議事録署名人

2番 廣瀬 克久 3番 市角 明彦

4. 議案案件

議案第 1 号 生産緑地のあっせんについて

議案第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

5. 報告案件

報告第 1 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

報告第 4 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

6. 閉会時間 午後 4時 30分

議 長	それでは、ただ今より、令和7年第7回習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日、欠席される旨のご連絡はありません。 よって、農業委員16名全員の出席により、本日の総会は成立いたしました。 次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。 2番、廣瀬 克久委員、3番、市角 明彦委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日の議案上程件数は2件、報告件数は4件でございます。 それでは、早速審議に入ります。 議案第1号、生産緑地のあっせんについてを議題とします。 それでは、事務局は議案第1号の議案説明をお願いします。
事務局長	はい。皆様、本日もよろしくお願いいたします。 それでは、議長のご指示により、議案第1号について、議案の説明をさせていただきます。 総会資料の1ページをご覧ください。 議案第1号は、生産緑地のあっせんについてであります。 あっせんの対象となりました土地は、令和7年5月9日開催の令和7年第5回総会におきまして、農業の主たる従事者についての証明書について、ご審議いただきました生産緑地でございます。 この度、生産緑地法第10条の規定に基づき、令和7年5月15日付けで所有者より市長に対して生産緑地の買取り申し出が行われました。 その結果、市及び他の公共団体より、公共施設用地等として当該生産緑地を買い取る旨の希望が無かったことから、生産緑地法第13条の規定に基づき、農業従事者が当該生産緑地を購入するか希望を確認するため、市長から、農業委員会及びJA千葉みらい習志野支店にあっせんの依頼があったものです。 対象となります生産緑地の所在地、面積、買取り希望額は、記載のとおりでございます。 なお、あっせんの結果につきましては、令和7年8月12日火曜日までに市長に回答することとなりますので、令和7年8月7日木曜日開催の令和7年第8回総会にて、あっせん結果を報告いただきます。

事務局長	また、次のページ、当該生産緑地の案内図を用意いたしましたので、地域で農業従事されている方に情報提供される際には、ご活用いただければと思います。説明は以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより、議案第1号生産緑地のあっせんについて、ご質問の有る方は、挙手願います。 では、前回の全員協議会後の現地調査に行かれた金子委員、何か気が付いた事がありましたらお願いします。
金子委員	はい。農地とすれば良い物件であろうと思います。
議 長	はい。ありがとうございました。 他に、ご意見・ご質問等が無ければ、委員の皆様は、地域に持ち帰り、買取申し出者がいるかをご確認いただき、次回の8月総会で結果の報告を求めることとなりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	次に移ります。 議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願を議題といたします。 事務局は、議案第2号の議案説明をお願いします。
事務局長	はい。それでは、議長のご指示により、議案第2号について説明させていただきます。 総会資料のページをご覧ください。 議案第2号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願であります。 この度、生産緑地法第10条又は生産緑地法施行規則第3条の規定による生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の提出がありましたので、証明書発行について審議を求めるものです。 1番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 2番、買取り申し出事由の生じた者は、資料記載のとおりです。 3番、買取り申し出予定生産緑地は、屋敷三丁目の農地6筆と大久保二丁目の農地1筆であり、合計面積は3, 258平方メートルであります。

事務局長	4番、登記内容及び権利者は、資料記載のとおりです。 5番、申し出事由は、申請地に係る主たる従事者が亡くなったことにより、相続人だけでは管理できなくなったため、申請されたものです。説明は以上です。
議 長	事務局、ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いいたします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	……詳細説明……
議 長	ありがとうございました。 休憩前に戻り、会議を開きます。 それでは、日々の状況について、同じ大久保地区の市角委員から農業従事状況などに関する報告をお願いします。
市角委員	はい。現地確認を行いました。先程の説明の通り、相続人だけでは、管理が難しいと思いました。
議 長	はい。暑い中、現地調査ありがとうございました。 他にご質問・ご意見等がありますか。 ご意見が無いようですので、採決に移ります。 議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、証明書を発行することに賛成の方は、挙手を願います。 はい。ありがとうございます。 全員賛成により、議案第2号については、証明書を発行することに決しました。よろしくお願いいたします。 次に、報告事項に移ります。 報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知ですが、事務局は、補足説明ありますか。
事務局	特段ありません
議 長	委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。

議 長	質問等の有る方は、挙手願います。 よろしいですか。 それでは、次に移ります。 報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知ですが、事務局は、補足説明ありますか。
事務局	こちらについても特段ありません
議 長	それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。それでは、次に移ります。 報告第3号は、引き続き農業経営を行っている旨の証明書についてです。事務局、何か補足説明はありますか。
事務局	はい。こちらについては、令和 7 年 6 月 11 日に中臺委員と事務局 2 名で現地調査を行いました。
議 長	では、中臺委員、何かありますか。
中臺委員	はい。現地は綺麗に営農されており、何の問題もありません。
議 長	中臺委員、ありがとうございました。 それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。それでは、次に移ります。 報告第4号は、引き続き農業経営を行っている旨の証明書についてです。 事務局、何か補足説明はありますか。
事務局	はい。こちらについては、令和 7 年 6 月 9 日に三代川会長、矢野委員と事務局 2 名で現地調査を実施いたしております。
議 長	では、矢野委員、何かありませんか。
矢野委員	はい。写真2の藤崎の畑につきましては、ひまわりの苗がだいぶ綺麗に出そろっておりまして綺麗に整備されておりました。

議 長	はい。有難うございます。 矢野委員からありました通り、藤崎のひまわり畑につきましては、満開になりますと車で見に来られる方もおられますので駐車場の心配はあると思いますが、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 質問等が無ければ、以上を持ちまして、令和7年第7回習志野市農業委員会総会を終了いたします。
------------	--